

郡山市中学校就学審査会設置要綱

平成20年11月13日制定

平成26年1月31日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

[学校教育部学校教育推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）第六学年に在籍する児童の個性の伸長に資する就学に関する事項について検討するため設置する郡山市中学校就学審査会（以下「就学審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査検討事項)

第2条 就学審査会の調査検討事項は、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の部活動を理由とした通学区域外就学の申立てに関するものとする。

(構成)

第3条 就学審査会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教育総務部総務課長
- (2) 生涯学習課長
- (3) 学校管理課長
- (4) 学校教育推進課長
- (5) 教育研修センター所長
- (6) 総合教育支援センター所長
- (7) 教育長があらかじめ指定する学校教育推進課の主幹

(会長、副会長)

第4条 就学審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は学校教育推進課長、副会長は学校管理課長をもって充てる。
- 3 会長は、就学審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、これを代理する。

(会議)

第5条 就学審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 就学審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 就学審査会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(留意事項)

第6条 通学区域外就学の判定にあたっては、次に掲げる事項について留意する。

- (1) 当該児童が顕著な実績を有しており、それが児童の個性の伸長に資するものであること。
- (2) 該当中学校の受け入れが施設、設備等を含めて可能であること。
- (3) 長期的に見て、児童の負担過重とならないこと。
- (4) 通学距離及び通学の方法を含め、児童の通学が可能であること。

(意見の聴取等)

第7条 就学審査会は、必要があると認めるときは、該当小学校長及び関係者の出席を求め、その意

見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 会長は、就学審査会で決定した結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 就学審査会の庶務は、学校教育推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの外、就学審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。